

分割可能貨物運輸の基準緩和認定申請

国土交通省資料より法律で決められた寸法や積載量を超えている車両の使用を特別に認定してもらう申請です。セミトレーラ等の車両総重量は、最大28トンとされていますが、一定の条件下で分割可能貨物を運搬するセミトレーラ等について、自動車使用者からの申請に応じ地方運輸局長が要件を満たすかどうか個別に審査のうえ、44トンを上限として車両総重量を指定し、基準緩和認定を行うもので、一定の条件下で一度にたくさんの貨物を運搬できるので、たいへん有利です。申請先は営業所の所在地を管轄する運輸支局になります。申請をしてから約1ヵ月~2ヶ月の間で認定が下りますが、車両の種類によっては、大幅に伸びる場合もあります。認定後、お車の登録をお考えの方は車検の有効期間にご注意ください。連結検討書、計算書等は当オフィスで作成いたしますのでご相談ください。揃えていただく書類

・主要諸元比較表	・車両外観図	・使用者の事業内容	・会社組織図	・輸送依頼書又は輸送契約書	・保有車両一覧報酬額、費用の見積もりは個別に			
差し上げます。見積もりは無料です。お気軽にお申し付けください参考基準報酬額トラック・トレーラー1連結	40,000円	単車(道路維持作業車等)(トラック1台)	30,000円	追加料金が発生する場合例(出張交通費実費別途請求)	輸送依頼書の取得代行・・・5,000円	積載物の写真及びカタログ等の取得代行・・・10,000円	車両の諸元表及び図面等の取得	メーカー等への実費